村上市行政改革大綱後期実施計画(原案)等策定の概要

村上市財政課

平成20年度に策定した村上市行政改革大綱に基づく改革を着実に実施するため、平成21年度から24年度までの4年間の前期実施計画と関係する各種計画等に取り組んできました。

次年度からは後期4年間の実施期間になりますので、前期実施計画の検証を行うとともに、前期実施計画からの引継ぎと新たに健全財政の維持に向けた取り組みを行う内容を加え、後期実施計画と関係する各種計画等の行政案(原案)がまとまりましたので、その概要を説明します。

なお、後期実施計画においては毎年度の検証・見直しを行い、より実効性のある取り組みを行うものとします。

1 組織・職員改革

組織・職員改革では、前期実施計画で示した平成29年4月1日における組織・職員体制を見据えた取組を行います。

① 職員数については、引き続き合併市町村基本計画に示された「各年度の退職者の7割減」 を実行し、前期に計画した目標数を変えずに取り組むこととしています。

なお、平成26年度から定年退職者の再任用制度の導入を予定しており、再任用者も定員管理上数値に含むこととなりますが、計画では再任用者を含まない定員数を目標とするとともに、時勢の変化に柔軟に対応すべく、従来実施してきた退職者3割補充採用についての検証を本計画期間内において実施します。

詳細は、【資料No.2】職員定員適正化計画(後期)に記載してあります。

- ② 組織については、前期計画から平成29年度の組織再編を謳ってきており、それに向けた 取り組みを行うこととして、【資料No.3】組織再編計画(後期計画)を作成しました。主な点と しましては、支所の体制について計画期間内に段階的な課の統合を行い、平成29年4月1 日の組織体制では支所総体として1課体制とするとともに、本庁及び消防本部においては、 時勢の変化に応じた対応を行っていきます。
- ③ その他、前期実施計画に引き続き職員の意識改革や資質の向上についての取り組みと、新たに制度化を予定します「再任用制度」など、職員の削減に伴う取り組みを行います。

2 財政改革

財政改革については、これからの市の財政状況を見据え、健全財政の維持に向けた取り組み を進めるものであります。

- ① 市財政の根幹である市税の収納率向上のために、引き続き諸施策を講じて収納率の向上を目指します。また、国保税についても、財源の確保に向けた収納率の向上を目指します。
- ② 上下水道料金の統一をはじめとした使用料、手数料の見直しを行うとともに、有料広告収入や遊休資産の売却などの取り組みを行い、税外収入の確保に努めます。
- ③ 補助金については、前期計画において基本指針及び交付基準を定め、「補助金の今後の方針」をもって取り組みを行ってきたところであります。後期計画でも【資料No.4】補助金の今後の方針(第二次)の策定に基づく取り組みを進めますとともに、効果の検証を行う制度の

構築を目指します。また、負担金の見直しについても補助金と同様に交付の基準づくりから 取り組みを行います。

④ その他、新たな取り組みとして特別職の定数、報酬等の見直しや各種経費の見直し、特別会計への操出金の削減及び投資的経費の縮減などによる歳出の節減を図り、健全財政を維持していきます。

3 行政サービス改革

行政サービス改革については、窓口改革及び事務事業改革を中心とした取り組みであります。

- ① 窓口改革については、前期計画に引き続き、職員の意識・能力の向上に向けた研修等を実施するとともに、夜間の延長窓口及び休日窓口について、これまでの状況等を踏まえた検討・実施を図っていきます。
- ② 電子自治体化改革では、携帯電話等を活用した新たな情報発信の取り組みを継続して行います。
- ③ 事務事業改革については、前期計画からの進捗管理や行政評価制度構築の取り組みを 引き続き行っていきます。また、新たに地籍調査委託や消防団組織、健診業務の一部統合 等の各種事務事業の見直しとともに、平成29年4月1日の組織再編に向けた事務事業の整 理・統合を行っていきます。

4 施設改革

施設改革については、指定管理者制度を導入・活用した施設管理と、集落集会施設等の移譲 並びに各種施設の統廃合の推進であります。

- ① 前期計画に引き続き、民間の能力・ノウハウの活用や今後の職員減に対応するために、指定管理者制度を導入・継続し、雇用の場の創出と管理経費の縮減、サービスの向上を図ります。
- ② 保育園については、(仮称) 荒川統合保育園の平成26年度の開園に合わせ、公募による指定管理者の導入を行います。また、保育園等整備検討委員会の答申を受けた整備計画の策定により、村上地区及び朝日地区保育園の統廃合の検討を進めます。
- ③ 施設の移譲では、集落集会施設について前期計画から設置目的と公平性の面から当該集落に移譲しており、引き続き、当該集落との協議を進め、後期期間内に補助金等の処分制限が終了したところから順次移譲を進めます。また、独占的利用形態のある施設についても、当該団体との協議により移譲を図っていきます。
- ④ 施設統廃合等改革においては、学校施設の検討を行うとともに、老朽化に伴う体育施設の 見直しや老人いこいの家寿山荘などの統廃合を検討・実施していきます。また、高速道路の 延伸を見据え、消防署分署体制の見直しを検討していきます。

なお、施設ごとの管理手法導入スケジュールやコスト縮減目標などは、**【資料No.5】施設見直し計画(後期)**を参照願います。

5 市民協働のまちづくり

市民協働のまちづくりについては、平成23年度の組織再編により自治振興課及び各支所地域振興課自治振興室を設置して取り組みを推進しています。

- ① 協働意識の醸成では、これまでの取り組みも含め、地域や各種団体の活動の様子など市 民に周知を図り、市民の認識、理解を深め、協働のまちづくりへの意識の向上を図ります。
- ② 市民と行政との関係を築き上げていくために、行政情報の積極的な提供を行っていくことが必要であり、市民による広報・広聴組織の充実とホームページや出前講座による情報の提供、また、市政提案制度やパブリックコメント制度導入を進めるともに、市職員の地域活動への積極的参加を促進します。
- ③ 協働のまちづくり支援体制については、支援に対する評価・検証制度の確立と実施が必要であるとともに、まちづくりのための人材育成に努め、組織の活動拠点の確保に努めます。